

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、平成9年3月末頃、母から15万円を借りてA市町村役場の窓口で一括納付したが、未納の記録となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、20歳から国民年金に加入し、申立期間を除き保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「大学を卒業し、A市町村からB市町村に引っ越した平成9年3月末頃、手伝いに来た母から未納の国民年金保険料を納付するように15万円を渡されて、A市町村役場の窓口で一括納付した。」と主張しているところ、i) 申立人の母親も、「申立期間の国民年金保険料として15万円を渡し、息子は納付しに行った。市町村役場から戻った息子から納付してきたとも聞いた。」と証言していること、ii) 母親が保管する預金通帳から、9年3月26日に15万円が引き出されていることが確認でき、当該金額は、申立期間の保険料とおおむね一致していること、iii) オンライン記録により、申立人は7年3月から8年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、当該保険料の納付日は8年10月4日であることが確認できることから、母親から借りた15万円で申立期間以外の保険料を納付したとは考え難いことなど、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①に係るA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年5月15日に、申立期間②に係る同社C本社における資格取得日に係る記録を38年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円、申立期間②の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間④に係るA株式会社D出張所における資格喪失日に係る記録を昭和61年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年5月15日から同年7月5日まで
② 昭和38年9月1日から同年11月1日まで
③ 昭和41年6月1日から42年6月1日まで
④ 昭和61年6月30日から同年7月1日まで

昭和32年4月1日に入社してから61年6月30日に退職するまで、A株式会社に勤務した。申立期間①及び②は同じ会社内の転勤にもかかわらず、厚生年金保険に未加入であることに納得できない。

また、昭和61年6月30日にA株式会社を退職して、すぐに他社に勤務し始めたので、厚生年金保険の加入記録は継続しているはずであるにもかかわらず、申立期間④が未加入期間となっている。申立期間①、②及び④において厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるので、当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

さらに、A株式会社に勤務していた期間において、給与が下がったこと

はないのに、申立期間③の標準報酬月額が前後の期間に比べて低い金額となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の記録、同僚の証言及びA株式会社D出張所に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和32年5月15日に同社D出張所から同社B工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社B工場における昭和32年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和38年9月1日に同社D出張所から同社C本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A株式会社C本社における昭和38年11月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散しており、確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社D出張所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社C本社において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日の翌日である昭和61年7月1日に同資格を喪失している者の雇用保険の記録をみると、離職日は申立人と同日の同年6月30日であることが確認できる上、同社において、雇用保険の記録から離職日が月の末日であることが確認できる7人について、厚生年金保険の資格喪失日の記録をみると、翌月の1日である者が6人、離職日と同日である者が一人となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA株式会社D出張所における昭和 61 年 5 月の社会保険事務所の記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A株式会社は既に解散しており、確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和 61 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間③について、申立人は、「A株式会社に勤務していた期間において給与が下がったことはないのに、申立期間③の標準報酬月額が下がっていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、A株式会社は、上記のとおり、既に解散している上、同社の経理担当者も、「当時の標準報酬月額の計算方法については不明である。」と証言していることから、申立人の申立期間③における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A株式会社D出張所に係る事業所別被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿の最初のページには、昭和 42 年 5 月 26 日に、社会保険事務所による「総合調査」が行われた記録が確認できることから、社会保険事務所は、A株式会社から提出された賃金台帳等を基に、標準報酬月額の記録の確認を行っていると考えられる上、同被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の変遷の記録に訂正が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年9月21日にA株式会社の厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年4月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月から45年4月までは2万2,000円、45年5月から46年9月までは3万3,000円、46年10月から47年4月までは3万9,000円、47年5月から48年5月までは4万8,000円、48年6月から同年9月までは5万6,000円、48年10月及び同年11月は6万円、48年12月から49年3月までは8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から49年4月27日まで

申立期間において、A株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。正社員として入社し、B業務担当として勤務したが、一緒に勤務した妻の厚生年金保険の加入記録はあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名であるが、氏名の読み仮名及び生年月日が異なる基礎年金番号に未統合の被保険者記録（生年月日が昭和27年*月*日、資格取得日が44年9月21日、資格喪失日が49年4月27日）が確認できる。

また、申立人の妻は、「私が昭和46年4月に入社した時、夫は既にB業務担当として勤務していた。職場に夫と同姓同名の人はいなかったが、違う読み方をされることがあった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和44年9月21日に厚生年金保険被保険者

資格を取得し、49年4月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和44年9月から45年4月までは2万2,000円、45年5月から46年9月までは3万3,000円、46年10月から47年4月までは3万9,000円、47年5月から48年5月までは4万8,000円、48年6月から同年9月までは5万6,000円、48年10月及び同年11月は6万円、48年12月から49年3月までは8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 2 日から 40 年 11 月 25 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 12 月 29 日まで

私の年金記録によると、申立期間に係る厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されていることとなっているが、受け取った記憶は無い。現在の記録に納得がいかないなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る最終勤務事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 296 人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある 44 人の記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は二人と少なく、同社において、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の直後のB株式会社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、同社は申立人がその直前まで勤務していたB株式会社C工場から異動（転勤）したものであり、脱退手当金請求時に申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

さらに、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間である

3回の被保険者期間とは、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月11日
平成18年8月に支給された賞与について、年金記録に反映されていない記録となっている。給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与一覧により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 10 月まで

私は、20 歳当時、祖父の経営する事業所に勤務しており、自分で昭和 39 年 4 月頃に A 市町村役場で国民年金の加入手続を行った。

昭和 39 年 4 月分から、自分の国民年金保険料と一緒に両親の保険料も、私が市町村役場で納付していた。自分の年金手帳にも 3 か月分の押印をもらった記憶がある。当時の保険料は月額 150 円であった。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月分の保険料から納付した。」と主張しているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 49 年 4 月 16 日であり、48 年 8 月 1 日に遡及して資格を取得し、申立期間は国民年金に未加入の期間とされていることが確認できることから、申立人は、申立期間について保険料を納付することはできなかった。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対し、昭和 42 年 4 月 1 日に別の手帳記号番号が払い出され、20 歳到達時の 39 年*月*日に遡及して資格を取得（資格喪失は、39 年 11 月）していることが確認できるものの、当該払出し時点において、申立期間の国民年金保険料は時効であり、保険料を納付することはできない（なお、当該手帳記号番号は、上記の手帳記号番号と重複しているとして取消処理されている。）。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、自分の保険

料と一緒に両親の保険料も納付し、保険料は一人当たり月額 150 円であった。」と述べているところ、当該金額は、申立期間当時の両親の保険料とは一致しているものの、申立人の保険料とは一致していない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月及び同年 2 月

平成 10 年 4 月頃、国民年金保険料が 2 か月分未納になっているという通知を受け取った。同年 1 月及び同年 2 月は無職であったため、給与から厚生年金保険料が控除されず、国民年金保険料が未納となっていることに気づき、A 社会保険事務所（当時）へ支払に行った。

確かに納付しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 10 年 4 月頃に、申立期間の国民年金保険料が未納との通知が郵送されてきたので、A 社会保険事務所に出向き、保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を納付したと記憶する平成 10 年 4 月時点では、申立期間の保険料は現年度保険料であり、社会保険事務所（当時）では納付できない上、オンライン記録及び A 年金事務所の回答から、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得は、職権適用であったことがうかがえ、その処理時期は 10 年秋頃であったことがうかがえる。

また、A 年金事務所では、「申立期間当時、過年度保険料について、時効となるまでの 2 年間の各年の 6 月及び 12 月に過年度納付書を送付していた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、平成 11 年 12 月 7 日に申立期間の過年度納付書が作成されていることが確認できることから、同年金事務所では、10 年 12 月、11 年 6 月及び同年 12 月の 3 回、過年度納付書を申立人に郵送していたこととなるものの、申立人は、「過年度納付書を受け取った記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、A社会保険事務所で納付したとする国民年金保険料の金額等の記憶が曖昧であるなど、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年12月まで

私は、会社を退職した後の平成7年3月頃、A市町村役場で国民年金と国民健康保険の切替手続を一緒に行った。

保険料は、納付書に現金を添えて、B郵便局や金融機関の窓口で納付していたはずなので、納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した後の平成7年3月頃、A市町村役場で国民年金と国民健康保険の切替手続を一緒に行った。保険料は、納付書に現金を添えて、B郵便局や金融機関の窓口で納付していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の加入記録は、昭和46年*月*日に資格を取得し47年4月18日に資格を喪失した記録、51年10月6日に資格を取得し61年2月1日に資格を喪失した記録、及び61年2月23日に資格を取得し平成4年7月15日に資格を喪失した記録以外には無く、申立期間については、国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、「平成18年4月にA市町村役場へ国民年金の切替手続に行った時、国民年金の記録は社会保険事務所（当時）へ移管済みのため確認できないと説明を受けた。納得がいかなかったので、社会保険事務所に調査してもらったが、申立期間の加入記録は無かった。」と述べていることを踏まえると、18年当時の同市町村の記録でも、申立期間については、国民年金に未加入の期間として管理されていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付した金融機

関及び保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月頃から 46 年 4 月頃まで
② 昭和 46 年 11 月頃から 47 年 4 月頃まで

私は、昭和 45 年及び 46 年のそれぞれ 11 月から翌年 4 月まで、A 市町村の B 株式会社 C 工場に出稼ぎに行った。失業保険がもらえない期間の出稼ぎであったが、会社から厚生年金保険証書を渡されたので、厚生年金保険には加入していると思う。

同じ出稼ぎ者と一緒に撮った写真があり、勤務したのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社が保管する退職台帳から、申立人の申立期間①の退職日（昭和 46 年 3 月 27 日）が確認できるほか、申立人から提出された写真及び申立人が記憶する 3 人の同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②において、同社 C 工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したと記憶する上記の同僚 3 人は、いずれも申立期間①及び②について、「B 株式会社 C 工場では厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該 3 人の厚生年金保険の加入記録が確認できない上、同社同工場の当時の事務担当者は、「出稼ぎ労働者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、B 株式会社 C 工場の上記の事務担当者は、「厚生年金保険と健康保険とはセットで加入させていた。」と証言しているところ、申立人は、「国民健康保険証を持参して出稼ぎに行った。会社から健康保険証は渡されなかった。」と述べている上、申立人と同様に厚生年金保険の記録が無い上記の

同僚3人のうち一人は、「出稼ぎに行った時、会社の上司に、国民健康保険に加入しているので健康保険証は要らないと言った。」と証言している。

さらに、B株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、被保険者期間からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入記録も無い。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 44 年 11 月まで

私は、中学校を卒業後、すぐにA都道府県に出て、B業種の3事業所に勤務した。3番目に勤務した事業所の厚生年金保険の記録が見つかったが、他の2事業所でも同様の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤務したとする事業所の所在地及び当時の事業主の氏名等について具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は、有限会社Cに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、有限会社Cは、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、有限会社Cの現在の事業主は、「申立期間当時の従業員名簿や給与台帳等の資料は残っていない。当時の事業主は祖父であったが、当社は、当時から現在まで厚生年金保険には加入しておらず、勤務していた父と私は国民年金に加入していた。」と証言しているところ、二人とも国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、勤務したとする事業所の所在地及び当時の事業主の氏名等について具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は、株式会社Dに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、株式会社Dは、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、株式会社Dは、既に解散しており、当時の事業主の連絡先も確認で

きないことから、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて聴取することはできないものの、当時の事業主は、申立期間②当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②において一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は、個人を特定することができないことから、申立人の有限会社C及び株式会社Dにおける勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月頃から 36 年 6 月頃まで
年金事務所へ年金記録を照会したところ、A事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できないとの回答を受け取った。
しかし、私は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しており、未加入との回答に納得がいかないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務したとする事業所の所在地及び当時の事業主の氏名等について具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A事業所の当時の事業主は、既に死亡していることから、事業主の子に照会したところ、「当時の賃金台帳等の資料は残っていないが、個人経営であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。従業員には国民年金に加入するように伝えており、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と証言している。

さらに、A事業所の所在地を管轄する法務局に確認したものの、同事業所の法人登記は無く、上記の事業主の子の証言からも、同事業所は個人経営であったことがうかがえることから、厚生年金保険の強制適用事業所であったとは考え難い。

加えて、申立人は、「申立期間当時は、5、6人の従業員が勤務していた。」と述べているものの、当該従業員の氏名を記憶していないため、当時のA事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 30 日から 49 年 10 月 1 日まで
② 昭和 53 年 5 月 22 日から同年 12 月 28 日まで
③ 昭和 54 年 5 月 11 日から同年 12 月 30 日まで
④ 昭和 55 年 3 月 16 日から同年 8 月 31 日まで
⑤ 昭和 57 年 12 月 12 日から 58 年 5 月 16 日まで
⑥ 昭和 58 年 7 月 9 日から同年 12 月 13 日まで
⑦ 昭和 59 年 1 月 8 日から同年 3 月 3 日まで
⑧ 昭和 59 年 6 月 30 日から同年 9 月 11 日まで
⑨ 昭和 59 年 9 月 29 日から 60 年 3 月 14 日まで
⑩ 昭和 60 年 4 月 2 日から同年 9 月 13 日まで
⑪ 昭和 60 年 10 月 2 日から 61 年 3 月 22 日まで
⑫ 昭和 61 年 4 月 18 日から同年 9 月 26 日まで

申立期間①について、私が株式会社Aに入社したのは昭和 47 年 4 月 30 日であるが、年金記録では、厚生年金保険の加入が 49 年 10 月 1 日からとなっており納得できない。

また、申立期間②から④までの期間について、私は、B株式会社の現場等で勤務した。世話役を任せられ、30 人ぐらいの作業員をまとめていたが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

申立期間⑤については、有限会社Cに出稼ぎに行った期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

申立期間⑥から⑫までの期間については、株式会社Dに出稼ぎに行った期間であるが、同社には 11 回ほど出稼ぎに行ったが、このうち5期間だ

け厚生年金保険の加入記録があるのに、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

これらの申立期間については、雇用保険の加入記録が確認できるので、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「株式会社Aでの厚生年金保険の資格取得日は昭和49年10月1日とされているが、47年4月30日から継続して勤務していたことは、雇用保険の記録でも確認できる。」と主張しているところ、雇用保険の記録では、申立人の資格取得日は47年4月30日、離職日は52年7月5日であることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの当時の複数の同僚は、「申立人は、入社後、休職した期間があり、その間、別の事業所に勤務していた。」と証言しているところ、厚生年金保険及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①のうち、昭和48年9月19日から49年4月28日までの期間において、E株式会社F工場に勤務していることが確認できる。

また、株式会社Aでは、「申立期間①から年月が経過している上、当時の事業主も死亡し、経営者も代わっており、当時の資料は保存されていないことから、申立人の勤務事実や当時の当社の事情については、不明である。」と回答している。

さらに、株式会社Aの当時の事務担当者は、当時の従業員の厚生年金保険の資格取得手続について、「社長の指示で行っていたが、資格取得手続が入社と同時ではない者もいた。」と証言しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる複数の被保険者の資格取得日は、雇用保険の資格取得日と相違していることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の記録のみが昭和47年4月30日から52年7月5日まで継続している理由について、上記の事務担当者は、「休職期間については給与の支払がなければ保険料の納付が発生しないので、離職手続を行わなかった記憶がある。」と述べている。

その上、申立期間①のうち、上記のE株式会社F工場における厚生年金保険の記録がある期間を除く、昭和47年4月から48年8月までの期間及び49年4月から同年9月までの期間について、申立人は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人が昭和49年10月1日付けで株式会社Aにおいて資格を取得した厚生年金保険の被保険者記号番号は、上記のE株式会社F工場における申立人の被保険者記号番号と同一であることが確認できる。

2 申立期間②から④までの期間について、当時のB株式会社の現場所長の証言及び雇用保険の記録から、申立人は、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年3月1日であり、申立期間②から④当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、B株式会社の元事務担当者は、「私は、昭和52年に入社したが、会社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは国民年金に加入していた。申立期間当時、従業員については、雇用保険とG健康保険組合の加入手続を行っていた。」と証言しているところ、当該事務担当者は、入社から平成3年3月1日までの期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、一緒に勤務した3人の氏名を記憶しているところ、そのうちB株式会社の現場所長であった者は、「申立期間②から④当時、会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、私は、国民年金及び国民健康保険に加入していた。給与から控除されていたのは、雇用保険料のみであった。」と証言しており、もう一人は個人を特定することができず、残りの一人は既に死亡していることから、申立人の申立期間②から④までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

3 申立期間⑤について、雇用保険の記録から、申立人は、有限会社Cに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、有限会社Cが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年11月9日であり、申立期間⑤当時は適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、有限会社Cは、平成17年1月6日に事業を閉鎖しており、元事業主とは連絡が取れない上、申立人は、当時の同僚を記憶していないため、同社での当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間⑤について、国民年金に加入し、保険料の申請免除の承認を受けていることが確認できる。

4 申立期間⑥から⑫までの期間について、申立人は、「株式会社Dに出稼ぎに行った時の11期間の雇用保険の記録があるものの、このうちの5期間しか厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」と主張しているところ、申立人の主張どおりの雇用保険の記録が確認できる。

しかしながら、株式会社Dの元事務担当者は、「季節従業員の中には、厚生年金保険の加入を希望しない者もあり、そのような場合には雇用保険

の加入手続のみを行っていた。」と証言しているところ、同社のオンライン記録から季節従業員であったとかがわれる者の雇用保険の記録をみると、申立人以外にも、8期間の雇用保険の加入記録があるものの、そのうちの2期間しか厚生年金保険に加入していない者が確認できる。

また、株式会社Dの後継事業所であるH株式会社では、「当時の資料を保存しておらず、申立人の雇入れ条件や当時の事情を確認することはできない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑥から⑫までにおける厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

さらに、申立人が株式会社Dにおいて一緒に勤務したと記憶する同僚及び同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる者からは、申立人の厚生年金保険料の控除について、具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間⑥から⑫までの期間について、国民年金に加入し、当該期間について、保険料の申請免除の承認を受けていることが確認できる。

- 5 このほか、申立期間①から⑫までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。